

積算業務民間委託に係る第10回技術調査実施要項

令和2年10月15日

県土整備部整備企画課

1 趣旨

この要項は、積算業務民間委託に向け民間の技術的能力を確認するため、第10回技術調査を実施することとし、これに関し必要な事項を定めるものとする。

2 調査日及び会場

調査日：令和2年11月25日（水）～令和2年11月26日（木）

会 場：青森県観光物産館アスパム 会議室「十和田（4F）」

住所：青森市安方一丁目1-40

TEL：017-735-5311

*駐車場利用に伴う料金は受験者において負担すること。

アスパム駐車場利用の場合は、通常料金の半額となる（手続きは県が対応する）。

3 受験料

無料とする。

4 受験資格

(1) 企業

次に掲げる条件を全て満たしていること。

①県内に本店を有していること。

②青森県建設関連業務有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。

③建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条第1項の規定による建設コンサルタント登録簿に登録されていること。

(2) 受験者

上記(1)の条件を満たす企業に所属する者。但し、これまでの技術調査において2回連続して合格した者（従事認定者）は受験不可とする。

(3) 受験人数

今回の技術調査に合格することにより積算業務従事認定者となり得る者を優先し、その他の者は会場の都合により受験人数を調整することがある。

5 当日のスケジュール

1日目：令和2年11月25日（水）9:30～17:15

2日目：令和2年11月26日（木）9:20～17:15

(1) 1日目

9:30～10:00 受付

10:00～10:15 受験に関する説明

- 10:15～11:00 土木積算システムのインストール
- 11:00～11:30 土木積算システムの操作説明（前半）
- 12:30～14:30 土木積算システムの操作説明（後半）
- 14:30～17:15 土木積算システムの操作練習

- ①受付時は、係員に受験番号を伝え、本人確認ができる顔写真付の運転免許証等を提示すること。
- ②受付時刻を過ぎた場合は、受け付けない。
- ③パソコンの電源は、各自の机上の電源コンセントを使用すること。
- ④土木積算システムCD-Rは、土木積算システムのインストール後、係員が回収する。
- ⑤システムの操作練習は、所定の時間内で行うこと。
- ⑥質問は、システム操作方法に関する以外は受け付けない。
- ⑦トイレ、喫煙、休憩等に係る入退室は自由とする。
- ⑧昼食時間は11:30～12:30とし、会場内での食事が可能である。
- ⑨退出時は、操作練習で作成した内訳表、特殊施工単価表、登録単価表については、全て削除し、鏡（1）及び（2）については削除しないで、設計書を保存すること。また、削除箇所について係員の確認を得て、パソコンをそのまま机の上に置き、退出すること。
- ⑩パソコンは、2日目試験終了まで会場に存置することになるが、県及び会場側ではトラブル発生時の責任を負わないので、パソコンの保険の加入については受験者側で対応すること。
- ⑪土木積算システムのインストール終了後は、早期退出を認める。希望する者は挙手し、係員に申し出て退出すること。

（2）2日目

- 9:20～ 9:50 受付
- 9:50～10:00 受験に関する説明
- 10:00～11:30 試験
- 11:30～12:30 昼食（会場内での食事が可能である）
- 12:30～14:30 試験
- 14:30～14:45 休憩
- 14:45～16:00 試験
- 16:00～17:15 積算結果提出作業

- ①受付時は、係員に受験番号を伝え、本人確認ができる顔写真付の運転免許証等を提示すること。
- ②受付時刻を過ぎた場合は、受け付けない。
- ③机の上に配布されている答案用CD-Rに受験番号の下2桁が記載されているか確認すること。
- ④問題及び土木積算システム操作に関する質問は、受け付けない。
- ⑤トイレ等で退室を希望する者は、挙手し、係員の了解を得ること。
- ⑥試験開始または再開時において着席していない場合は、受験を無効とする。

- ⑦積算終了後は、積算結果（帳票）を PDF ファイルに変換し、デスクトップ上に保存する（ファイル名は受験番号の下 2 桁とすること）。次に保存したファイルを答案用 CD-R にコピーし、提出に備えること。CD-R にコピーできない場合は、係員が用意する USB メモリにコピーする。※デスクトップ上に保存した PDF ファイルは、合格の発表を確認するまで削除しないこと。
- ⑧答案用 CD-R へのコピーが完了した者は举手し、係員から土木積算システム CD-R を受け取り、土木積算システムのアンインストールを行うこと。
- ⑨上記⑧終了後再び举手し、アンインストールについて、係員の確認を得ること。
- ⑩答案用 CD-R の提出及び土木積算システム CD-R、土木積算システム操作マニュアルを返却し、試験終了となる。
- ⑪早期退出は 11:00 以降認める。希望する者は、上記⑦の後举手し、⑧⑨⑩を実施する。その際、パソコンをはじめ各自の持参品を全て持ち帰ることとし、退出後の再入室は禁止する。
- ⑫積算の全体作業が未完成であっても、試験終了の 16:00 には⑦～⑩を開始する。

6 受験申込

別紙「積算業務民間委託に係る第 10 回技術調査受験申込書」に企業単位で所要事項を記入のうえ、令和 2 年 10 月 15 日から令和 2 年 10 月 28 日までの申込受付期間中に、下記へメールで提出すること。受信後、受理確認のメールを返信する。

送付先メールアドレス：

県土整備部整備企画課技術調査担当<shinichi_mibu@pref.aomori.lg.jp>

7 受験申込後から技術調査前までの流れ

(1) 令和 2 年 11 月 4 日（水）

受験者が所属する企業あて、受験番号等をメール送付するので、必ず受信確認のメールを返信すること。県からメール送付されない場合は令和 2 年 11 月 9 日までに連絡すること。

(2) 令和 2 年 11 月 11 日（水）

受験者が所属する企業あて、技術調査当日と内容を同じくする問題（数量は当日の試験問題と異なる）をメール送付するので、必ず受信確認のメールを返信すること。問題が送付されない場合は、令和 2 年 11 月 16 日（月）までに連絡すること。

【問題の定義】

問題とは、「特記仕様書」、「数量集計表（但し、計上数量は空欄）」、「条件一覧表（積算に不可欠な情報を整理したもの）」、「図面」である。単価適用世代は、令和 2 年 10 月 1 日とする。

8 当日持参するもの

(1) 必ず必要なもの

①本人であることを証明する写真付の書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等）

②ノートパソコン等

動作環境等は次のとおり（あくまでも推奨する性能であり、目安である）。

項目	必要な規格	備考
CPU	Core i3 と同等以上。	
メモリ	2GB 以上。	
ハードディスク	Cドライブ空き領域：50GB 以上	CD-Rの読み込み及び書き込みが可能なディスクドライブを装着していることが望ましい。
基本ソフト	Windows10(64bit)	
PDF変換ソフト	各自のパソコンで変換できるソフトであること。	無料のフリーソフトでも良い。事前にインストールしておくこと。

***各自のパソコンを1日目から2日目試験終了まで会場に存置するため、パソコン本体に、受験番号、氏名、企業名を明示したシール等を必ず貼付してくること。**

*上記仕様を満たさないことに起因するインストールの不具合については、県では責任を負わない。

③問題（事前にメール送付する）

(2) 持参可能なもの

①積算基準書

- ・土木工事標準積算基準書（共通編）（令和2年10月1日以降適用）青森県県土整備部
- ・土木工事標準積算基準書（道路編）（令和2年10月1日以降適用）青森県県土整備部
- ・土木工事標準積算基準書（河川編）（令和元年10月1日以降適用）青森県県土整備部
- ・土木工事標準積算基準書（共通編）2020年度版 国土交通省（市販図書）
- ・土木工事標準積算基準書（河川・道路編）2020年度版 国土交通省（市販図書）

②設計単価表

- ・土木工事及び委託業務設計単価表（令和2年10月1日以降適用）青森県県土整備部（物価資料掲載単価を除いた公表版）

*上記の市販図書以外の図書は、整備企画課ホームページに掲載している。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/hyouzyun-sekisan.html>

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei-tanka.html>

③設計書作成要領（青森県県土整備部）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkeisho-sakusei.html>

④電卓

⑤筆記用具

9 出題内容等

(1) 出題範囲

出題範囲は、「河川事業、砂防事業、現道拡幅、歩道設置、舗装新設、道路改良工事等で重要構造物を含まない簡易レベルのもの」とする。

(2) 試験数量

当日は、事前送付した数量集計表とは異なる数量集計表を配付するので、それに基づき計上数量を算出し、積算を行うこと。

10 配点の考え方

(1) 配点は「積算結果(帳票)」を対象とし、条件一覧表、数量集計表の情報を正確に積算システムに入力している場合に加点し、入力を要しない箇所への入力は減点する。

(2) 下記①～⑤の合計点数を100%とする。

①設計書表紙

・「工事番号」「河川・路線名」「事業名」「工事場所」について、各1点を加点する。

②工事総括表の概要取込

- ・工事概要1行につき1点を加点する。
- ・不必要な行がある場合は、1行につき1点を減点する。

③本工事費内訳表

- ・レベル1～3の行は1行につき1点を加点する
- ・レベル4細別、レベル5規格、レベル6積算要素の欄1点、数量1点、単位1点、単価(登録単価の場合)1点を各行でそれぞれ加点する。
- ・不必要な行がある場合は1行につき1点を減点する。

④単価表

- ・条件入力において全項目が正確に入力されている場合に限り、各条件につき1点を加点する。
- ・Vコードの中の内訳については、名称・規格1点、数量1点、単位1点、単価(登録単価の場合)1点を各行でそれぞれ加点する。
- ・不必要な行がある場合は1行につき1点を減点する。

⑤積算情報

- ・各項目につき1点を加点する。
- ・入力を必要としない項目に入力があつた場合は1項目につき1点を減点する。

11 第10回技術調査の結果

(1) 合格基準

正解率90%以上を合格とする。

(2) 合格者及び正解の発表

合格者の受験番号及び正解を令和3年1月4日(月)に整備企画課のホームページに掲載する。

(3) 合格を証明する文書

合格者には、合格を証明する文書を令和3年1月19日(火)までに発出する。

(4) 合格者名簿

合格者の所属する企業名、合格者の氏名、合格履歴を記載した合格者名簿を整備企画課長が管理する。

(5) 異議申し立て

①上記(2)について異議のある受験者または企業は、発表の日から起算して7日以内に、書面により整備企画課長あて請求をすることができる。

②整備企画課長は、上記①により受験者または企業から請求がなされた場合は、7日以内に回答するものとする。

12 その他

(1) 不正行為

①替え玉受験が発覚した場合は、失格とする。

②受験中に私語を交わす、他者のパソコンをのぞき見るなどの行為が確認された場合は失格とする。

(2) スマートフォン等の電子機器

電源を切りカバン等に収納しておくこと。

(3) 体調不良

体調不良の場合は、挙手して係員に申し出ること。

(4) プリンタ

会場には入力結果を印刷するためのプリンタの持ち込みができないので、内容の確認は、パソコンのディスプレイ上で行うこと。

(5) 飲み物

会場における飲み物は、倒れても中身の漏れないペットボトル等のみとする。

13 問い合わせ先

青森県 県土整備部 整備企画課 技術管理グループ

技術調査担当 壬生

E-mail shinichi_mibu@pref.aomori.lg.jp